

平成30年度

第16回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年11月20日 (火)
開会14時00分 閉会14時25分

場 所 教育委員室

平成30年度
第16回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 平成30年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の
意見について

(2) 報 告

①平成31年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(3) 協 議

①平成31年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考に
ついて

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	高 橋 幹 雄
	委員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	姫 野 秀 樹
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育人事課長	法華津 敏 郎
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	福利課長	阿 部 浩 康
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	檜 崎 信 浩
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課課長補佐	阿 南 修 次
	文化課長	阿 部 辰 也
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	下 鶴 直 哉
教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史	

2 傍聴人

1 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。

本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成30年度 第16回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。

会議の終了は14時35分を予定しています。

よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議の①は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、協議の①は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくお願ひします。

【議 案】

第1号議案 平成30年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見 について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成30年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」中村教育改革・企画課長及び関係課長から説明いたします。

(中村教育改革・企画課長)

第1号議案「平成30年第4回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」ご説明します。

3ページをご覧ください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から11月26日に開会します平成30年第4回定例県議会に提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」等、6本の議案につきまして、教育委員会の意見を求められました。

つきましては、2ページにあります案のとおり異議がない旨を回答したいので提案するものです。

お手元に議案を配付しておりますが、説明は教育委員会資料により順次担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(法華津参事監兼教育人事課長)

4ページをご覧ください。「職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」ご説明します。

まず、「1 条例の概要」ですが、本条例は、地方公務員法第26条の5の規定に基づき、職員が大学等課程の履修や国際貢献活動のために自己啓発等休業をする際に必要な事項を定めています。

具体的には、大学院、省庁大学校、外国の大学などにおける「大学等課程の履修」については2年を上限に、青年海外協力隊への参加などの

「国際貢献活動」については、3年を超えない範囲内で休業を認めることとしています。

次に、「2 改正理由」及び「3 改正内容」ですが、学校教育法の一部改正により、平成31年4月1日から質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として、専門職大学・専門職短期大学が創設されることとなりました。

これにより、学校教育法第104条に専門職大学等に関する項が追加され、それに伴い、自己啓発等休業の対象となる教育施設である省庁大学校について規定している学校教育法第104条第4項が第7項へ移動することとなったため、同法第104条第4項を引用していた本条例第4条第2号の引用条項を整備する必要が生じたものです。

「4 施行期日」は、学校教育法の一部改正の施行日に合わせて、平成31年4月1日としています。以上でございます。

(法華津参事監兼教育人事課長)

「職員の給与に関する条例等の一部改正」についてご説明します。

5ページをご覧ください。

資料の太枠で囲んでいる項目が教育委員会に関係する部分でございます。

まず、項目1の「職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、人事委員会勧告を受け、今年度の給与改定を行うものでございます。

「(1) 給料表改定」につきましては、平均0.15%の引き上げ改定を行うものです。「(3) 宿日直手当」につきましては、宿日直勤務に対する宿日直手当の上限額を国に準じて引き上げるものです。「(4) 勤勉手当」につきましては、年間の支給割合を0.05月分引き上げるものです。

6ページをご覧ください。

項目2は、給与条例の改正のうち、平成31年4月1日施行分でございます。

「(1) 通勤手当」につきましては、特別急行列車の利用に係る通勤手当について、鉄道の利用に係る料金が月5万5千円を超える場合は、5万5千円に加え、超えた額の4分の3に相当する額を支給することとしています。特急とバスを併用する場合には、これまでバス料金相当分が支給されていなかったので、バス料金も算定基礎に含めた上で、支給割合を5分の4へ引き上げるものです。また、高速道路等の利用に係る通勤手当についても同様に、高速道路利用料金の4分の3に相当する額を支給しているところ、支給割合を5分の4へ引き上げるものです。

「(2) 期末手当・勤勉手当」につきましては、平成31年度以降、6月期、12月期の支給月数が均等になるように改正するものです。

8ページをご覧ください。

次に項目7及び項目8の「特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正」につきましては、期末手当について、一般職員に準じて、記載のとおり改正を行うものです。

9ページをご覧ください。

項目12の「扶養手当」につきましては、人事委員会勧告を踏まえ、子に係る扶養手当の平成30年度の経過措置額を8,500円から9,000円に引き上げるものです。

最後に、附則については、改正条例の施行期日や条例の改正に伴い必要となる技術的な事項を定めたものです。

以上でございます。

(法華津参事監兼教育人事課長)

続いて、「職員等の旅費に関する条例の一部改正」について、ご説明します。

10ページをご覧ください。

まず、「1 改正理由」についてです。

職員が、自家用車を利用した公務旅行を命じられた場合に支給する車賃の額について、他県の状況等を踏まえ、他県との均衡を図るため改正するものです。

次に、「2 改正内容」についてです。

資料の四角で囲んでいる部分をご覧ください。現在、職員等の旅費に関する条例第19条で、「車賃の額は、一般乗合用バスの旅客運賃を基準として規則で定める定額又は実費額とする」とされていますが、今回、同条例施行規則別表第三に定める車賃定額表を廃止し、車賃の額を1kmにつき25円に見直すものです。

なお、条例の施行期日は、平成31年4月1日を予定しております。

以上でございます。

(山上屋内スポーツ施設建設推進室長)

「大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び大分県立武道スポーツセンター」に係る「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明します。

11ページをご覧ください。

大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の指定管理期間が平成30年度末をもって満了し、さらに、現在建設中の大分県立武道スポーツセンターが新たに設置されることから、今回一体的に指定管理者を募集いたしました。

申請のあった1団体について審査を行った結果、「株式会社大宣」を指定するものです。

選定委員会においては、大分スポーツ公園及び武道スポーツセンターにおける大会・イベント調整や施設の維持管理等を一元的に行う体制が

確保されている点、特に新たな業務となる武道スポーツセンターについて、一部の業務を類似施設の運営実績が豊富な専門事業者へ委託する体制が整っており、全国展開している人気教室の実施等、具体的な提案がなされている点、また地域住民やNPO等と協働して清掃活動等を行う関係が築かれており、地域に密着した管理運営が可能である点が評価されました。

5年間の提案価格は、総額28億8,435万円です。以上でございます。

(井上体育保健課長)

庄内屋内競技場に係る「公の施設の指定管理者の指定について」ご説明します。

12ページをご覧ください。

平成30年度末をもって現在の指定期間が満了することから、引き続き、由布市を指定管理者として、平成31年4月1日からの5年間、指定するものです。

選定方法は、同施設が、由布市庄内総合運動公園に隣接しており、一体的・効率的な管理が期待できることから、任意指定としました。

提案価格、債務負担行為額については、利用料金の収入で費用を賄う利用料金制を採用しているため、「なし」としています。

今回の任意指定にあたり、外部有識者からは、由布市を指定管理者とすることは妥当とのご意見をいただきました。また、総合型クラブによるソフトテニスの利用や高齢者の健康増進、子どものレクリエーションの場としての利用が見込まれる、ライフル射撃競技における地元の由布高校の活躍と今後の当該競技の普及振興が一層図れる等のご意見をいただいております。

なお、7月に実施したパブリックコメントでは意見ございませんでした。

最後に、31年度以降の目標指標は引き続き「利用者数」とし、「利用者数」は更なる利用拡大を見込み、年間7,800人と設定しています。

以上でございます。

(佐藤教育財務課長)

「損害賠償の額の決定について」ご説明します。

13ページをご覧ください。

去る9月30日午後2時頃、台風24号の強風により、佐伯鶴城高校南側、裏門付近に設置していた立て看板が飛ばされ、市道を挟んで同校の南側にある隣家のカーポートの屋根に当たり、屋根の一部が損傷したものです。

賠償額は、カーポートの屋根の修理費用51,300円となっております。

賠償額が300万円以下の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができる軽易な事項となっており、被害者には速やかに支払う必要があったことから、11月2日に専決処分いたしましたので、その報告を行うものです。

なお、再発防止策として、佐伯鶴城高校はもとより、全県立学校に対し、学校施設の維持保全を十分行うとともに、危機管理意識を強く持つよう通知したところです。以上でございます。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

※質問なし

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

①平成31年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について

(工藤教育長)

次に、報告第1号「平成31年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について」檜崎高校教育課長から報告いたします。

(檜崎高校教育課長)

報告第1号「平成31年度大分県立海洋科学高等学校専攻科生徒募集について」報告いたします。

1ページをご覧ください。

「1 目的」は、将来大型船舶の幹部乗組員としての資質を養成する

とともに、3級海技士以上の国家試験に必要な資格を付与することとしています。海洋科学高校は国土交通省から海技士の養成施設として指定されていることから、3級海技士取得のために必要な乗船履歴の3年間で1年3ヶ月に短縮され、5年間の在学中に実施します。更に筆記試験が免除され、専攻科卒業後は、口述試験に合格することで、3級海技士免状を取得することができます。海技士免状取得により、国内船の船長等の幹部職員として乗船することが可能となります。

「2 募集学科及び人数」ですが、海洋科航海コース、機関コースを併せて10名以内としております。変更点は新たに機関コースを募集するということです。海洋科学高校の本校化に伴い、機関コースを再開し、そこで入学した生徒が3年生となりましたので、平成31年度より専攻科を再開いたします。10名以内としたのは、新たに完成する大分県・香川県の共同運航船では、生徒の乗船定員を50名としており、そのうち本科生徒を30名、専攻科生徒を2県併せて20名以内と設定していることから、各県10名以内と決めました。

「3 修業年限」は、2年です。

「4 応募資格」は、大分県立海洋科学高等学校海洋科の卒業生又は他の水産高等学校海洋漁業系、海洋工学系の卒業生若しくはこれと同等以上の学力があると認められる者で、(1)から(3)の各号に該当する者としています。

「5 出願期間」は、平成30年12月10日(月)から12月14日(金)までとしております。

「7 学力検査及び面接」について、検査場は海洋科学高校、検査日は平成31年1月16日(水)、検査内容は筆記試験と面接です。

「8 合格者の発表」は海洋科学高校にて、1月17日(木)午前9時を予定しています。

報告は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(林職務代理者)

毎年、専攻科に何人入学していますか。

(檜崎高校教育課長)

今年は10名が入学しました。前年は7名、前々年が5名、それより前は9名、5名と一桁を推移しております。

(林職務代理者)

10名以内とした理由がわかりました。

専攻科生徒は2県併せて20名以内のため大分県は10名ということだと思いますが、その募集人員はを弾力的に調整できるのですか。

(檜崎高校教育課長)

今後の課題と認識しておりますが、これまで希望者が一桁台を推移してきましたので、この人数が適当と考えております。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【協 議】

①平成31年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考について

(工藤教育長)

次に、協議の①「平成31年度大分県教育庁等職員（埋蔵文化財担当）採用選考について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にございませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成30年度第16回教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。